

運 營 規 程

社 会 福 祉 法 人
西 方 福 祉 協 会

西 風 園

西風園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人西方福祉協会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 西風園

(2) 所在地 鹿児島県薩摩川内市西方町 2605 番地 1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 西風園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童が心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を目的とし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令を遵守して、社会福祉法人西方福祉協会 西風園の管理運営を定めるもの他、必要な事項を定めるものとする。

(理念)

一人ひとりの発達に即した養育を行い、高齢者や地域の人々との関わり合いのなかで、お互いを思い合い、支え合う優しい気持ちを育て、地域に開かれた保育園を目指します。

(保育園方針)

身体はよりたくましく、心はよりやさしく、を目指して、養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

(保育目標)

～基本的生活習慣の自立をめざして～

1. 身体の丈夫な子ども
2. 心の明るい子ども
3. 創造できる子ども
4. 友達と楽しく遊べる子ども

(提供する特定教育・保育の内容)

第3条

1. 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供する。
2. 当園は、前項の提供に加え、以下に掲げる事業を実施する。
 - (1) 延長保育事業 等
 - (2) 一時預かり事業 (自主事業)

(職員の資格)

第4条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当する者の内から理事長が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士の有資格者であることを要する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(厚生省令第63号及び児発第305号)に定める配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所数により変動することがある。

(1) 施設長(園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子ども保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について、他の職員を統括する。

(3) 保育士 7人以上(常勤2人以上、非常勤5人以上)

児童の保育業務、保護者との連絡調整及び遊具、施設設備の安全点検。

(4) 調理員 1人(常勤1人)

献立の立案、調理に関する業務全般及び食育に関する活動を行う。

(5) 事務職員 1人(非常勤1人)

事務職員は、当園の事務全般を行う。

(6) 嘱託医 2人(非常勤2人)

児童及び職員の健康診断や健康相談、衛生管理に関する助言指導を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条

1. 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2. 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規程する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

(4) 年度末年度始め(2日以内)

3. 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事業があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4. 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条

1. 3号認定の利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担額をその居住する市町村に支払うものとする。
2. 2号認定の利用子どもの保護者は、当園が定める副食費負担額を当園に支払うものとする。
3. 第7条の(1)または(2)の認定保育時間を超えた場合は、延長保育料として1時間につき100円を当園に支払うものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。ただし、入園年度の状況により変動がある。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	6人	7人	2人	15人
3号	2人	2人	1人	—	—	—	5人
合計	2人	2人	1人	6人	7人	2人	20人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条

1. 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
2. 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から、当園の利用について取消しの申し出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出、その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条

1. 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合、もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条

1. 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付ける為の窓口を設置する等必要な措置を講じる。
2. 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3. 当園は、市からの求めがあった場合は市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(保育に関する評価等)

第17条

1. 当園は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
2. 当園は、定期的に施設を利用する保護者、その他施設の関係者（職員は除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第18条 当園は、常に子どもの身体の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 当園は、園の運営にあたり、地域の住民や機関等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(安全対策と事故防止)

第20条

1. 当園は、安全かつ適切に質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
2. 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
3. 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
4. 当園は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
5. 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、市町村の所管課にも報告する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。